

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	委託担当		
			鶴見区こども家庭支援課	担当者名	塩田 奈緒
			電 話	5 1 0 - 1 7 9 7	

## 設 計 書

1 契 約 名 横浜市馬場保育園調理員の人材派遣業務

2 履 行 場 所 横浜市馬場保育園

3 履 行 期 間 期間 令和6年11月1日（金）から令和7年3月31日（月）まで

又 は 期 限 期限 令和 年 月 日 まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 仕様書のとおり。

6 現 場 説 明 不要

要 （ 月 日 時 分 場所 ）

7 契 約 概 要

令和6年11月1日から令和7年3月31日まで、横浜市馬場保育園

において、調理業務を行う業務員を派遣する。

8 部 分 払

■する (5回以内)

□しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
調理業務	1 1 月	(150)	時間		
調理業務	1 2 月	(150)	時間		
調理業務	1 月	(142.5)	時間		
調理業務	2 月	(135)	時間		
調理業務	3 月	(150)	時間		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む

契 約 代 金 額

¥

内 訳 業 務 価 格

¥

消費税及び地方消費税相当額

¥

横浜市馬場保育園調理員派遣業務委託（11月～R 7年3月） 仕様書

1 派遣場所

横浜市馬場保育園（横浜市鶴見区馬場2-7-27）

2 期間

令和6年11月1日（金）から令和7年3月31日（月）まで

3 人数

1名

4 勤務条件

（1）勤務日

ア 月曜日から金曜日の週5日（祝日を除く）

イ 土曜日（月2回勤務。当該週の平日勤務日を振替）

（2）勤務時間

午前8時30分から午後5時まで（指揮命令者の指定する1時間の休憩時間あり）

（3）派遣職員について

ア 調理経験があること。

イ 業務に従事する派遣労働者は、1人の業務を複数名（原則2～3名）により従事させることができ、派遣期間を通じて同一の者とするが、受託者及び派遣労働者の都合によりやむを得ず派遣労働者の交替が必要となった場合、事前に委託者と協議のうえ、代替派遣労働者を速やかに配置すること。

5 業務内容

横浜市馬場保育園における給食・おやつの調理業務及びそれに準ずる業務

（指揮命令者の指示により、あらかじめ決められた献立を職員等と共同で調理する）

6 共通事項

（1）責任者、指揮命令者

委託者責任者 横浜市鶴見区こども家庭支援課長 齋藤 有香

指揮命令者 横浜市馬場保育園長 細川 亜実香

受託者責任者

（2）従事者の日程管理

ア 受託者は、事前に従事者全員の氏名及び従事時間を記した『配置予定表』を提出すること。また、内容に変更があった場合は、速やかに委託者の指揮命令者に連絡すること。

- イ 予定されていた派遣労働者が、事故・病気その他の理由により従事できなくなった場合は、直ちに委託者の指揮命令者に連絡のうえ、他の者に従事させること。
- ウ その他、非常事態発生時についての対応は、あらかじめ十分検討し、必要な処置を講ずること。

### (3) 守秘義務

- ア 作業進行上知り得た事柄は、絶対にもらしたり話題にしたりすることのないよう細心の注意を払うこと。
- イ 委託業務終了後も同様とする。

### (4) 契約の解除

- ア 委託者又は受託者は、相手方が正当な理由なく本契約及び個別契約の定め違反した場合、是正を催促し、相当な期間内に是正がないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- イ 前項のほか、一般取引上の解除事由が生じたときは、委託者又は受託者は、何らの催促を要せず、将来に向かって本契約を解除することができる。
- ウ 本条に基づく解除については、損害賠償の請求を妨げないものとする。

### (5) 派遣労働者からの苦情処理

- ア 苦情の申し出を受ける者

委託者 横浜市鶴見区役所こども家庭支援課長 齋藤 有香

受託者

- イ 苦情処理方法、連絡体制

(ア)委託者が6(1)記載の者より受託者にかかる苦情の申し出を受けたときは、直ちに受託者へ連絡し、受託者の責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(イ)受託者が6(1)記載の者より委託者にかかる苦情の申し出を受けたときは、直ちに委託者へ連絡し、委託者の責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(ウ)委託者及び受託者は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

### (6) その他

- ア 派遣員の具体的な業務内容については、指揮命令者及び横浜市馬場保育園調理担当者からの説明及び指示に従うこと。
- イ この仕様書に定めのないことは、委託者と受託者で協議し、解決を図るものとする。